

[紹介]

## 在サンパウロ国外就労者情報援護センター (CIATE) での執務を終えて

浅野康平\*

### 1 CIATE の紹介

筆者は愛知県弁護士会に在籍する登録 11 年目の弁護士であるが、2019 年 7 月から 2021 年 7 月まで、ブラジル連邦共和国サンパウロ市所在の国外就労者情報援護センター (和名: 日伯雇用サービスセンター) (ポルトガル語 Centro de Informação e Apoio ao Trabalhador no Exterior 以下「CIATE」という。)専務理事として執務した<sup>1</sup>。なお、本稿は私の個人的意見である。

日本には多くの日系ブラジル人が住んでおり特に東海地方に多いところ、ブラジルの事情に詳しい日本の弁護士をとということで、CIATE の専務理事には愛知県弁護士会の弁護士が三代続けて赴任し、私がある三代目である。今も日本の弁護士有資格者が赴任している。

CIATE の理事長である二宮正人氏は、5 歳の時に長野県上田市から両親に連れられてブラジルに移民し、サンパウロ大学を卒業後、日本の国費留学生として東京大学大学院に留学した。そして同大学院で博士号を取得後、帰伯し法律事務所を開設するとともにサンパウロ大学で教鞭をとっている<sup>23</sup>。

CIATE が設立されたのは次の事情による。今から 30 年前の 1990 年に我が国の入管法が改正・施行されたことで、日系三世までに対する在留資格の整備、付与が行われ、日系人に限って単純労働を含む就労が認められ、特にブラジル日系人の数が飛躍的に増加した。

当時、これら日系人の就労経路についてみると、仲介ブローカーが介在するケースが多く、就労先や労働条件等について来日後、トラブルを発生する事例が多発したり、中には悪質な仲介ブローカーが労働者派遣法の違反等で摘発されるなどの大きな社会問題が起きた。

こうした状況から、在ブラジル日系人が仲介ブローカーに依拠せず安心して来日、就職できる環境を整備し、就労経路の適正化を図ることができるよう、日系人就業適正化対策の一環として、CIATE が設立され、以後、日本の厚生労働省から公益財団法人海外日系人協会を通じ日系人就業環境改善事業として運営されている<sup>4</sup>。

そして、東洋人街といわれるサンパウロ市リベルダーデ区に所在する日系団体の中心組織であるブラジル日本文化福祉協会ビルの一室において、主に日系人に対し、日本の公共職業安定所からの就労情報

---

\* 執筆者は愛知県弁護士会に所属し、前 CIATE 専務理事。

<sup>1</sup> 清水口法律事務所トップページ  
<https://www.shimizuguchi-law.com/> (2022 年 4 月 20 日参照)

<sup>2</sup> 二宮正人法律事務所“弁護士紹介”  
<http://www.masatononomiya.com.br/br/> (2022 年 4 月 20 日参照)

---

<sup>3</sup> 柏木昇ほか『日本とブラジルからみた比較法—二宮正人先生古稀記念』信山社、2019 年 7 月、647 頁以下

<sup>4</sup> 公益財団法人海外日系人協会“CIATE について”<https://jadesas.or.jp/jp/shien3/> (2022 年 4 月 20 日参照)

の提供と、求職申込みの取次ぎ、情報提供及び講習会などを実施している<sup>5</sup>。

## 2 コロナ禍での CIATE の事業

私が赴任していたころはコロナ禍における CIATE の様子なので、特にその当時の CIATE を紹介したい。

CIATE 事業の第一は、日本の公共職業安定所の求人情報を紹介し、日系人の就労を取り次ぐことである。ここ 2 年間は、コロナ禍によって日本政府は外国人に対する新規のビザ発給が停止していたので、新規渡航がほぼ不可能であった。これはコロナ禍が収束すれば元に戻ると思われる。

ただし、現在日系ブラジル人に出される定住ビザは日系三世まで及びその配偶者等にしか発給されない。日本からブラジルへの公的な移民は終了して久しく、日系三世までの日系人の高齢化が進んでおり、渡日する日系人を増加させるためにはその母体を四世五世と増やすことが必要である。

CIATE 事業の第二である、情報提供及び日本語講習会については、コロナ禍という不幸な出来事と思わぬ側面を見せた。それはオンライン化が進んだことによる対象者や対象地域の拡大である。これまで情報提供のための講習会や日本語教室はすべて対面形式で行っていた。しかし、コロナ禍によって、州政府から (CIATE に限らず) 対面教室開催の禁止令が出たので、開催できなかった。そこで思い切ってオンラインで実施することとした。

これまで CIATE があるサンパウロ市及びその周辺の住民しか参加できなかった講習会や日本語教室へオンラインで参加できることになり、好評であった。担当講師からは顔が見えないので、生徒の学習の進捗が見えにくいなどの問題点も報告された。しかし、受講者が気軽に参加できたこと、対象地域が

サンパウロに縛られなくなったこと、などから受講者も増加したので、コロナ禍の下では十分受け入れられるデメリットであった。

なお、ブラジルは新しいものを取り入れることには抵抗がなく、やってみて問題があれば修正していく、という雰囲気がある。これは日本とは違うが、ブラジルの良いところであって、オンライン化が成功したのはこのような事情がある。

## 3 日系人の就労

日本政府が日系ブラジル人に対してビザを発給するようになった当初、日系人の多いサンパウロやその周辺において毎月 20 万円～30 万円を得られる仕事は少なく、日系人がこぞって来日した。その時の日系人は、かつて彼らの父祖がブラジルのコーヒー農園に出稼ぎのつもりで渡ったように、彼らもまた出稼ぎのために来日したのである。サンパウロの日系社会では「デカセギ (Dekassegui)」は日本語と同じような意味で通用する。

ただ、長年デフレで同時に賃金が上がらない日本に比べ、年によっては 10 パーセント近くのインフレ<sup>6</sup>があり、賃金が毎年上昇するブラジルにおいては、日本は、デカセギが始まって間もないほどの魅力は少なくなっていた。

しかし、ブラジルの失業率は非常に高く、特に若年者がよい仕事を見つけることは難しいので、よりよい賃金を求める意欲は高い。また、ブラジルにおけるコロナ禍は経済的にも大きなダメージをもたらした。加えてリオオリンピック後、対円で半値ほどに落ちたレアル安は輸入品その他の値上げにより、庶民の生活はなお苦しい。

一方、日本は賃金の上昇はなくとも、国民皆保険など社会インフラ、治安の良さ、清潔な街、それな

<sup>5</sup> 国外就労者情報援護センター“概要”  
<http://www.ciate.org.br/ja/> (2022 年 4 月 20 日参照)

<sup>6</sup> ニッケイ新聞 2021 年 11 月 25 日  
<https://www.nikkeishimbun.jp/2021/211125-15brasil.html>

りの収入など、日系人にとって渡航先としてはいまだに選択肢の一つである。

実際、日本に滞在するブラジル人は、1989年には1万5000人未満、2008年には30万人を突破、2008年のリーマンショックをきっかけに、減少に転じ、2015年末には17万人にまで減少したが、再び増加に転じ、2019年末には21万人を超えた<sup>7</sup>。

もっとも、デカセギ開始当時とは状況が異なる。当初のように日本の様子を話には聞いていたが詳しくは知らない人は少なく、デカセギ経験者であったり、自身が日本育ちであったり、少なくとも親戚がおり、詳しい状況を知っている方が多いようである。

#### 4 日本の弁護士として

私とその前任者たちは日本の弁護士だったので、現地の日系人が抱える法律問題を現地法令に反しない範囲でアドバイスしてきた。

日本の弁護士資格をもつ弁護士は、現地では私を含めて3名ほどいたが、私以外は日系企業の駐在員や企業法務弁護士であり、街の法律相談を得意とする弁護士は私が唯一であった。

例えば、現地の日系人が抱える法律問題のひとつに、日本における相続関係がある。一例をあげると、日本の自治体や代理人から日本語の文書が来たが、よくわからないというものである。内容は、供託書や相続登記未了土地に関するものなど、日本の弁護士であればよく目にするものであるが、サンパウロであると、そもそも日本語が読めないし、読めても、「供託」や「相続登記未了」など漢字はその意味を理解することが難しい。

そして、日本においては対応することが容易なことが、ブラジルでは難しいことがある。ブラジルには住民票がなく、印鑑証明書もないので、日本とは

異なる対応が必要となる。この場合は、日本の法務省の通達に従って、ブラジルの公証人による署名証明によるなどの方法はあるが、それなりに費用がかかり、手続きの負担もそれなりにある。

また、氏名が日本の戸籍とブラジル国の証明書の表記が異なることが多かった。例えば、日本の戸籍で恵子とあった場合、ブラジルでは「KEEKO」であったり、杉浦は「SUGUIURA」<sup>8</sup>などはまだ良いほうで、漢字名とブラジル名が全く異なることもある。これは、昔、ブラジルで出生証明書を作成する際、口頭で申し出た日本名を、ブラジル人の係員がその発音を聞き取れなかったことが原因だと思われる<sup>9</sup>。

このようにいろいろな相談があったが、デカセギから帰伯した方など、日本での法律問題が残っている方も多いので、そのような方のお役には立てたと思う。

#### 5 今後の日系ブラジル人労働者について

本稿においては、日本における日系ブラジル人への誤解を訂正して終わりにしたい。すなわち、日本において日系人のデカセギ労働者は、その黎明期においてはいろいろと問題があったのは事実である。けれども、すでに昔ほど賃金面での魅力のない現在、渡日を考えている若い四世以降はデカセギというより、日本文化への興味の比重が高いものが多い。特に大卒など優秀な人材ではその比率が高い。

ただし、現在の在留制度では、日系三世まで及びその配偶者等に対するビザと日系四世以降のビザとは大きく異なる。

すなわち、日系三世まで及びその配偶者等のビザは定住ビザが発給され、在留資格としてかなり自由

<sup>7</sup> 永井康之法律事務所“在日ブラジル人の推移”  
<http://www.nagaiyasuyuki.com/2019/12/23/brasil-leironojapao/> (2022年4月20日参照)

<sup>8</sup> ポルトガル語の表現はこれで「スギウラ」であり正しい。

<sup>9</sup> この場合、日本人であれば、日本国パスポートのアルファベット欄に2つの名前が併記されていることがあるので、それをもって人物の同一性を証明することができる。

な活動ができる一方、日系四世に対するビザは「日系四世の更なる受入制度」として存在はするものの、その制度枠組みはワーキングホリデー類似のものであって、家族帯同不可、文化交流の要件、最大5年の滞在、日本語要件、日本での「サポーター」が必須であること、など、かなりハードルが高い。そして五世以降はその対象ですらない。

そのような彼ら四世以降を日本に受け入れることは、日本の反対側の大きな国に日本の味方を作ることにつながると思う。そのような国に渡日を望む優秀な人材がいるのであるから、ぜひ受け入れて活用すべきであって、より緩和したビザを日系人に対して発給するように望む。

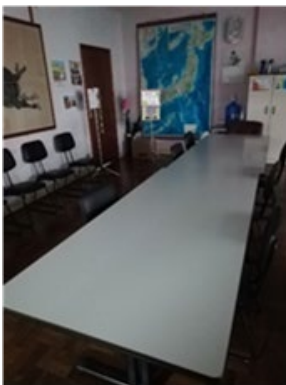


写真 1 CIATE 日本語教室



写真 3 リベルダーデ区の公園にある灯籠。「東叡山 文恭院殿尊前」(筆者注 寛永寺 十一代将軍徳川家斉)の文字が彫られている。戦後、日本から持ち込まれたと聞いた。本物のように見える。このようにサンパウロにはいたるところに「日本」がある。



写真 2 CIATE の入り口